平成２６年（フ）第９３０２号
東京都目黒区中根２丁目９―19　ロータリー都立大第４―204
債務者　高橋　昌剛
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０３号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷２丁目36―10―203
債務者　田久保早苗
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０６号
東京都世田谷区給田３丁目７―14　コーポマラドーナⅠ―101
債務者　松本　　卓
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０７号
千葉県千葉市花見川区花見川１―８―507
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３１１号
東京都葛飾区西新小岩４―８―23、住民票上の住所東京都葛飾区西新小岩５丁目29―10
債務者　河合由布子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３２２号
東京都港区港南４丁目２―４―623
債務者　城間有希子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３２５号
東京都荒川区東尾久２丁目44―14―303
債務者　高橋美千代（旧姓白倉）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３２７号
千葉県浦安市猫実１丁目10―３―204
債務者　鈴木　政喜
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３２８号
神奈川県横浜市港北区日吉１丁目20―10
債務者　佐藤スミ子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３３０号
東京都大田区大森東１丁目19―５―202
債務者　吉川奈穂美
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３３４号
神奈川県横浜市旭区東希望が丘93―４
債務者　小島　雅実
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３３５号
東京都練馬区桜台５―41―３　パインハウス301、住民票上の住所東京都板橋区東新町２丁目５―11
債務者　山岸　　愛
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３４５号
東京都東大和市芋窪３丁目1677―１
債務者　平田　初子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３４６号
東京都東大和市芋窪３丁目1677―１
債務者　平田　美鈴
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３４７号
東京都杉並区上荻４丁目10―８―205
債務者　高橋江美子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部